

四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第38号

四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年四日市市条例第33号。以下「法施行条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報開示請求の手続き)

第2条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）により行うものとする。

(本人意思の確認)

第3条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を含む。）の開示請求、訂正請求及び利用停止請求が、本人の法定代理人又は任意代理人からなされた場合において、必要があると認めるときは、本人意思の確認のための措置を講ずるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書)

第4条 法第82条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる書面により行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示をする旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）

(2) 保有個人情報の開示をしない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（第3号様式）

(開示決定に対する決定期間の延長等の通知)

第5条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

2 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

(第三者に対する通知等)

第6条 法第86条第1項に規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する第三者意見照会書（法86条第1項適用）（第6号様式）により、同条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する第三者意見照会書（法86条第2項適用）（第7号様式）により行うものとする。

2 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書の様式は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第8号様式）とする。

3 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）（第9号様式）により行うものとする。

（開示の実施）

第7条 施行令第23条第2号に規定する事務所とは、市政情報センターとする。ただし、市政情報センターにおいて開示することに支障がある場合その他やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

2 法第87条第1項本文に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他の音声又は映像及びその両方を電磁的記録として電磁的記録媒体（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に保存した物 視聴又はその写しの交付

(2) フロッピーディスク、CD-ROM その他の電磁的記録を電磁的記録媒体に複写した物 視聴又は印字装置により出力したものの閲覧若しくは写しの交付

(3) 四日市市文書管理規程（平成20年四日市市訓令第7号）第2条第4号に規定する文書管理システムに保存された電磁的記録

ア 一般的なプログラム（パソコン、表計算プログラム等）で作成された電磁的記録で個人情報の全部を開示する決定をしたもの 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は CD-R に複写したものの交付

イ ア以外の電磁的記録 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) その他の電磁的記録 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又は写しの交付

3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第10号様式）により行うものとする。

4 法第82条第1項の規定により個人情報閲覧する者は、当該個人情報が記録された行政文書を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。

5 法第87条第1項の規定による写しの交付の部数は、一の請求につき1部とする。
(費用の納付時期)

第8条 法施行条例第3条に規定する手数料は、開示の実施までに前納しなければならない。

2 施行令第28条第4項の規定による送付に要する費用の納付は、郵便切手により行うものとする。

(訂正請求の手續)

第9条 法第91条第1項の規定による請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書(第11号様式)により行うものとする。

(訂正請求に対する決定)

第10条 法第93条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる書面により行うものとする。

(1) 保有個人情報を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(第12号様式)

(2) 保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報不訂正決定通知書(第13号様式)

(訂正請求に対する決定期間の延長等の通知)

第11条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(第14号様式)により行うものとする。

2 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(第15号様式)により行うものとする。

(保有個人情報を訂正する旨の決定をした場合の提供先への通知)

第12条 法第92条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定の決定について(通知)(第16号様式)により行うものとする。

(利用停止請求)

第13条 法第99条第1項の規定による請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書(第17号様式)により行うものとする。

(利用停止請求に対する決定の通知)

第14条 法101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第18号様式)により、同条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止

決定通知書（第 19 号様式）により行うものとする。

（利用停止請求に対する決定期間の延長等の通知）

第 15 条 法第 102 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第 20 号様式）により行うものとする。

2 法第 103 条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第 21 号様式）により行うものとする。

（補則）

第 16 条 この規則に定めるもののほか、法、施行令及び法施行条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（四日市市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 四日市市個人情報保護条例施行規則（平成 12 年四日市市規則第 7 号。以下「旧規則」という。）は廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行前に行われた保有個人情報の開示、訂正又は削除の請求については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

4 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
（押印の省略）		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
（略）		
四日市市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成 7 年四日市市規則第 15 号）	（略）	
四日市市情報公開条例施行規	（略）	

則（平成13年四日市市規則第11号）	
（略）	

改正前		
（押印の省略）		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
（略）		
四日市市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年四日市市規則第15号）	（略）	
<u>四日市市個人情報保護条例施行規則（平成12年四日市市規則第7号）</u>	<u>第10号様式</u>	<u>署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
四日市市情報公開条例施行規則（平成13年四日市市規則第11号）	（略）	
（略）		

整理番号	
------	--

保有個人情報開示請求書

年 月 日

四日市市長 宛

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アの場合は、該当する□をチェックしてください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> 閲覧 写しの交付
その他 (_____)

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他 (_____)
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
 (ア) 本人の状況 未成年者 (_____ 年 月 日生) 成年被後見人
任意代理人委任者
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 (_____)

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他 (_____)

※法定代理人又は任意代理人からの請求の場合、利益相反の防止等のため、本人に対する連絡その他の調査を行う場合がありますので、ご承知おきください。

〔処理欄〕 ※次の欄は記入しないでください。

事務担当課	部	課（電話 _____）
備考		

(裏面)

✓が付された説明お読みください。(それ以外の説明文書は無関係です。)

□ 開示の日時が調整済みの方

(表面4(2)開示の実施日時等の欄に、日時の記載のある方)

表面記載の日時に市政情報センターまでお越してください。その際は、①この通知書、及び②運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちください。

□ 開示の日時が未調整の方

(表面4(2)開示の実施日時等の欄に、日時の記載のない方)

同封の説明文書をお読みいただき、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に「保有個人情報開示実施方法等申出書」をご提出いただくか、又は、表面の事務担当課にご連絡いただき開示の実施希望日時をお伝えください。

なお、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に本件申出書が提出されず、ご連絡もいただけない場合は、当該開示決定に基づく開示ができなくなる場合があります。

□ 郵送による写しの交付を希望された方

同封の説明文書をお読みいただき、「保有個人情報開示実施方法等申出書」を同封のうえ、①開示手数料(現金)と②郵送費用(郵便切手)を現金書留により郵送してください。

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 内容	
開示をしないこ ととした理由	（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市長を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 内容	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

四日市市長

印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の内容	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

四日市市長

印

保有個人情報の開示請求に関する第三者意見照会書
（第86条1項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課 名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

整理番号

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

四日市市長

印

保有個人情報の開示請求に関する第三者意見照会書
（第86条2項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている (あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課 名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

整理番号	
------	--

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

四日市市長 宛て

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

(裏面)

(説明)

1 「開示に関する御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する口にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1) 支障がある部分、(2) 支障の具体的な理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

四日市市長

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市長を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

四日市市長 宛て

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、
下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

整理番号		文書番号	
		日付	

2 求める開示の実施方法

<input type="checkbox"/> 窓口における開示		
1 実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴	<input type="checkbox"/> 写しの交付
2 開示の希望日時	年	月 日
<input type="checkbox"/> 写しの送付（郵送）		

・該当する口に✓印を記入してください。

・写しの送付を希望される場合は、この申出書と①開示手数料（現金）、②郵送費用（郵便切手）を現金書留により郵送してください。

<参考>

写しの送付（郵送）に必要となる開示手数料（現金）及び郵送費用（郵便切手）

（ ・開示手数料（現金） 円
・郵送費用（郵便切手） 円 ）

整理番号	
------	--

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

四日市市長 宛て

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

Tel _____

() _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	<p>（訂正内容）</p> <p>（訂正理由）</p>

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市長を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市長を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

四日市市長 印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

四日市市長 宛て

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____

() _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	<p>（利用停止決定の内容）</p> <p>（利用停止の理由）</p>

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市長を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市長を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

事務担当課	部 課
	電話番号

整理番号	
------	--

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

四日市市長 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

事務担当課	部 課
電話番号	

(総務部総務課)